

令和6年度 宮崎市子ども会活動活性化補助事業実施要項

1 趣 旨

家庭教育や地域教育の重要性が指摘されている現在において、地域での子どもの生活支援のあり方は重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、地域に根ざした子ども会活動の活性化を図るため、子ども会活動の基盤づくりになるような事業を実施する子ども会等を支援する。

2 実施主体

宮崎市教育委員会・宮崎市子ども会育成連絡協議会

3 内 容

(1) 対 象

以下の団体とする

- ① 宮崎市子ども会育成連絡協議会に加盟する単位子ども会
- ② 子ども会活動活性化補助事業推進委員会が特に必要と認めた校区子連協及び地区ブロック

(2) 補助事業内容

・補助を受ける単位子ども会は、以下5つの視点を持って年間を通した活動を行うこととする。

① 市子連主催の行事に積極的に参加し、イン・リーダーの育成に努める

② 地域の中학생や高校生を加えた異年齢活動を促進する
(ジュニア・リーダーの育成、「おひさま」出前講座の活用等)

③ 地域における学習資源や地域防災について考える事業を推進する
(地域内の史跡探訪、親子防災訓練、防災マップ作成等)

④ 地域ぐるみで子ども会の健全育成を図るコミュニティ推進事業を推進する
(三世代交流事業等、多くの地域住民との交流の場をつくる)

⑤ ラジオ体操を活用した健康づくりを促進する

・補助を受ける校区子連協及び地区ブロックは、上記5つの視点を基本として、より広域的な地域の子どもの達を対象とした事業を行うものとする。

(3) 補助経費

① 単位子ども会への補助金の額は、子ども会会員数によって以下のとおり定める。

・30人以下 ⇒ 30,000円 ・61人以上 ⇒ 50,000円

・31人～60人 ⇒ 40,000円

② 校区子連協及び地区ブロックへの補助金の額は、「子ども会活動活性化補助事業推進委員会」にて審査を行い決定するものとする。

4 申込み方法

事業を実施しようとする対象団体は、宮崎市子ども会活動活性化補助事業補助金申請書、安全共済年間行事計画書の写し、収支予算書を宮崎市子ども会育成連絡協議会に提出するものとし、期限については別に定める。

5 決定通知

「子ども会活動活性化補助事業推進委員会」にて審査後、通知する。

6 説明会

補助事業の決定した対象団体に対し、事業実施説明会を開催する。

7 交付の方法

補助金は、事業実施説明会の際に交付する。

8 実施報告

事業を完了した対象団体は、補助事業実績報告書及び関連書類を宮崎市子ども会育成連絡協議会に提出する。